

■ 一般廃棄物処理業許可申請 自己チェックシート

該当箇所をすべてチェックしたうえで、申請書と一緒にご提出ください。

なお、チェックシートをお忘れの場合は、申請時に新たに作成していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

番号	書類	確認内容	確認
1	一般廃棄物処理業許可申請書	・役員等の住所、本籍地が住民票と一致している。	☐
2	変更事項確認書	・すべての事項の（有・無）に○が記載されている。	☐
3	定款の写し	・事業目的に「一般廃棄物の処理業」等が明記されている。	☐
		・原本を正写した旨とその日付が記載されている。	☐
		・正写した日付が6か月以内かつ最新のものである。	☐
4	法人の登記事項証明書	・発行日が6か月以内かつ最新のものである。	☐
5	住民票抄本	・発行日が6か月以内かつ最新のものである。	☐
		・本籍地が省略されていない。	☐
6	申出書	・発行日が6か月以内かつ最新のものである。	☐
		・役員等（5%以上株主を含む）の申出書がそろっている。	☐
		・刑法改正後の最新の様式を使用している。	☐
7	成年被後見人等に該当しない旨の 登記事項証明書	・発行日が6か月以内かつ最新のものである。	☐
		・役員等（5%以上株主を含む）の証明書がそろっている。	☐
*8	使用権原を証明する書類等 （案内図、配置図、写真、土地、 建物）	・外観の写真、内観の写真をそれぞれ一枚ずつ添付している。	☐
		・過去に使用した写真は添付していない。	☐
		・（賃貸借の場合）賃貸借契約書の契約期間が切れていない。	☐
9	施設に関する書類 （機材一覧表、自動車検査証記録 事項、写真）	・すべての自動車の車検が有効期限内である。	☐
		・総台数と申請書表紙の台数が一致している。	☐
		・過去の申請又は届出等で使用した写真は添付していない。	☐
		・車両を斜め前方、斜め後方から撮影し、車両の前後左右すべて確認できる。	☐
		・写真から、前方後方のナンバープレートと車両右側面及び左側面の許可表示が鮮明に確認できる。	☐
		・（ディーゼル車規制対象車の場合）適合車であることの証明書等を添付している。	☐
*10	積替保管施設及び処分施設	・（対象施設を有している場合）すべての書類を添付している。	☐
11	従業員名簿	・従業員数と申請書表紙の人数が一致している。	☐
*12	本市以外の許可状況	・申請書第2面に記載されている内容と一致している。	☐
		・（東京都の産廃処理業許可を受けている場合）東京都の許可証が添付されている。	☐
*13	環境認証の写し	・（ISO、エコアクション等を受けている場合）最新の認定証を添付している。	☐

番号	書類	確認内容	確認
14	法人税の納税証明書 （個人の場合は所得税の納税証明書）	・ 直近 2 年分を添付している。	☐
15	法人市民税の納税証明書 （個人の場合は市町村民税納税証明書）	・ 直近 2 年分を添付している。	☐
*16	固定資産税の納税証明書	・ （八王子市内に本店、事務所、駐車場を所有している場合）直近 2 年分を添付している。	☐
*17	資産に関する調書	・ （個人事業主又は新規の法人の場合）すべて記載されている。	☐
18	貸借対照表	・ 直近 2 年分を添付している。	☐
19	損益計算書	・ 直近 2 年分を添付している。	☐
20	株主資本等変動計算書	・ 直近 2 年分を添付している。	☐
21	個別注記表	・ 直近 2 年分を添付している。	☐
*22	経理的基礎を有することの説明書	・ （説明を有する場合）中小企業診断士等の資格の写しを添付している。	☐
23	講習会の修了証の写し	・ 現行の許可有効期限内に受講した修了証を添付している。	☐
*24	運搬先を証明できる書類	・ （市清掃工場以外に搬入する場合）搬入先の許可証の写し又は再生利用事業登録証明書を添付している。	☐
25	契約書又は契約書に準じた書類等	・ 契約期間が有効のものを添付している。	☐
26	申請者の許可証の写し	・ 裏面も添付している。	☐
*etc	省略願	・ 前回申請時に、省略願を使用していないことを確認している。	☐
etc	その他	・ 最新の手引書を確認し、申請時の注意事項等を理解している。	☐

(*) 提出不要場合があります。詳しくは手引書をご確認ください。